



日野連109-16号
2018年10月10日

各地区連盟 御中
各加盟地方団体 御中
各加盟チーム 御中

公益財団法人 日本野球連盟
会長 清野 智



プロ球団によるスカウト活動に関する規程等の遵守について (通達)

今般、加盟チーム所属の競技者(選手)が登録規程に違反し、メジャーリーグベースボール(以下「MLB」とする)球団と選手契約を締結する等の行為が発覚しました。本件については、2018年9月26日付日野連109-87号「プロ球団によるスカウト活動に関する規程等遵守について(通達)」にて再発防止を図るべく周知徹底を行ったにもかかわらず、同様の事案が発生したことは、誠に遺憾です。

本連盟としては、今回の事案を深く受け止め、改めて再発防止を図るべく、下記の通り再度通達を行うものです。

各地区連盟並びに各加盟地方団体におかれては、所属する加盟チームに対し改めて指導徹底をお願いすると同時に、加盟チームの管理監督者は、選手の行動管理の徹底を強化願います。

記

1. NPB球団との契約について

当該年度の都市対抗本大会終了の翌日からNPBドラフト会議の前日までの間は、登録規程により調査や説明を受けることができる。ただし、この場合、当然のことながら、各プロ球団のスカウトは選手が所属しているチームの代表者(部長又は監督)の了解を得て調査や説明が行われるものであり、各スカウトが選手と自由に接触できるものではない(JABA登録規程第15条第1項に基づく)。

尚、NPB球団と契約を行う場合は、契約締結以前に競技者登録を抹消しなければならない(JABA登録規程第22条第2項に基づく)。

2. MLB球団との契約について

(1) MLB現行制度

①直接交渉

アメリカ・カナダ・プエルトリコ国籍以外は、MLBドラフトの対象外。
従って、日本人アマチュア選手を獲得するための交渉は直接交渉となる。

②海外アマチュア選手登録制度について

(1995年9月1日以降に生まれた選手が対象)

- ・MLB球団は、毎年5月15日までに、獲得しようとする海外アマチュア選手の個人情報(年齢、生年月日、国籍、現所属チーム)をMLBに登録申請し、承認を受けなければならない。
- ・登録申請に際しては、当該選手が個人情報の提供について同意する旨の署名が必要である。併せて、「出生証明」等の個人情報に関する資料添付が必要である。
- ・MLBが承認し、登録されれば、7月2日以降、MLB球団が当該選手と契約を締結することができる。

- ・登録は、一度承認されれば、以後、有効となる。
- ・1995年8月31日以前に生まれた選手は、当該制度の対象外となるため登録申請は不要である。

③NPBに対する身分照会（当該選手の同意は不要）

MLB球団は、獲得したい選手がいる場合は、MLBを通じてNPBに対し、身分照会を行うことが義務付けられている。これは、NPB球団に在籍していないことの確認であり、二重契約を回避するためである。
尚、身分照会が行われたからといって、必ずしも契約を行うものではない。

(2) JABA選手とMLB球団との契約

①NPBドラフト会議で指名されなかった選手

NPBドラフト会議後、JABAの登録を抹消した場合、MLB球団との契約が可能となる。

②NPBドラフト会議で指名された選手

交渉権を獲得した球団との間で入団交渉が行なわれる。

- ・契約成立 … 入団
- ・契約不成立 … 翌年1月31日をもって「交渉権は消滅」する。
NPB球団の交渉権が消滅した後にMLB球団との契約が可能となる。

③NPBドラフト会議以前に契約を締結することは認めない。

④登録規程第15条第3項から第6項により、NPB球団との契約を締結できない選手は、MLB球団とも契約の締結を認めない。

⑤MLB球団と契約を行う場合は、NPB球団との契約同様、契約締結以前に競技者登録を抹消しなければならない（JABA登録規程第22条第2項に基づく）。

3. JABA登録選手が注意すべき事項

(1) MLB球団関係者と接触（挨拶を含め）する場合（事後報告を含め）は、必ず部長・監督等に報告・相談するよう野球部内で徹底させること。

(2) 上記2.(1)②の場合は、MLB球団との交渉と見做し、登録規程第15条第1項もしくは第2項に抵触する。

4. 再発防止策

(1) 日本野球連盟

2019年1月12日、指導者研修会に参加する指導者に対し指導徹底を図る。
(以後、新任監督については、年度毎に別途登録規程等の説明を行う)

(2) 各地区連盟・各加盟地方団体・各加盟チーム

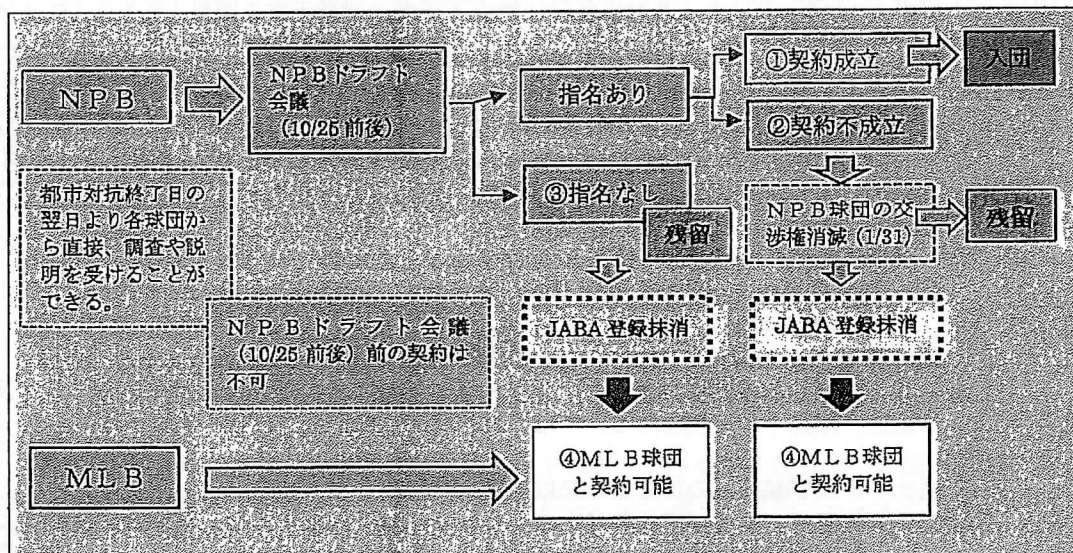
各地区連盟における年度末（今年度以降毎年）の総会等においてチーム関係者への登録規程の説明を行う等、周知徹底を図る。

5. 関係資料

- (1) NPB 球団による入団交渉及びMLB球団との契約について・・・【図1】
- (2) 登録規程（本件関連条項抜粋）・・・【別紙1】
- (3) MLB球団と契約した事例・・・【別紙2】
- (4) マスコミあての広報「当連盟競技者に対する処分等について」・・・【別紙3】

以上

【図1】



登録規程（本件関連条項抜粋）

（競技者の行為制限）

- 第15条 競技者は、日本プロフェッショナル野球組織が行う選択会議（以下「選択会議」という。）の日から翌年度の都市対抗野球大会終了の日までの期間、プロ球団と交渉することはできない。
- 2 選択会議で指名を受けた競技者の交渉及び契約の制限期間の始期は、前項の規定にかかわらず選択会議の翌年の2月1日からとする。
 - 3 大学（短期大学を含む。以下同じ。）、専修学校、各種学校、高等学校及び中学卒業又は中途退学し新規に登録した者は、登録後、次の期間、プロ球団と選手契約を締結することはできない。
 - (1) 大学、専修学校及び各種学校を卒業又は中途退学した者は2年（シーズン）
 - (2) 高等学校を卒業又は中途退学した者及び中学校を卒業した者は3年（シーズン）。
 - 4 ただし、前記のものうち、卒業または中退後、1年（シーズン）以上経過した後に登録したものは、前項の規定にかかわらず登録後2年（シーズン）とする。また、第11条の規定に基づく該当者については、登録後2年（シーズン）の間、プロ球団（日本プロフェッショナル野球組織構成球団に限る。）と選手契約を締結することはできない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、第7条の規定に基づく該当者については、次のとおりとする。
 - (1) 制限期間は、在学中の登録年数は通算せず、卒業後（中途退学を含む。）の加盟チーム在籍期間とする。
 - (2) 卒業年次の競技者については、前項の規定は適用しない。
 - 6 第1項及び第3項の規定は、加盟チームの解散に伴い競技者登録を抹消した者及び活動休止期間中の競技者についてはこれを適用しない。

（加盟チーム及び競技者の加盟登録又は競技者登録の取消し）

- 第16条 加盟チーム及び競技者が次の各号の一に該当したときは、理事会の議決により、かつ、当該加盟地方団体会長又は当該地区連盟会長の同意を得、加盟チームの加盟登録又は競技者登録を取消することができる。
- (1) 本連盟、加盟地方団体及び地区連盟の名誉を傷つけ又は本連盟、加盟地方団体及び地区連盟の目的に違反する行為があったとき
 - (2) 本連盟の定款及び別に定める規程等並びに加盟地方団体及び地区連盟の規約及び別に定める規程等の規定に違反する行為があったとき

（競技者の登録抹消）

- 第22条 加盟チームは、競技者が退部した場合、速やかに登録抹消届（競技者）を本連盟会長に提出しなければならない。
- 2 加盟チームの競技者がプロ球団と契約を締結する場合は、その締結日以前に前項の手続をとらなければならない。

（不服申立）

- 第51条 本連盟のする決定に対する不服申立は、日本スポーツ仲裁機構の『スポーツ仲裁規則』に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。